

◎新潟県告示第887号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年4月10日	近藤 光春	第9288号	死亡
令和2年5月22日	小島 真一	第7664号	死亡
令和2年5月22日	川田 良一	第9648号	死亡
令和2年6月26日	久保野 朗	第6688号	死亡